

2009年7月15日
日本郵政株式会社
郵便事業株式会社
郵便局株式会社
株式会社ゆうちょ銀行

平成19年新潟県中越沖地震災害に伴う被災地への 日本郵政グループの救援対策（取扱期間の延長）

日本郵政グループでは、平成19年新潟県中越沖地震災害による被災者の救援活動を支援するため、被災者の救援等を行う団体にあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除及び通常払込みによる災害義援金の無料送金サービスを実施しておりますが、その取扱期間を延長しますので、お知らせいたします。

改めて、平成19年新潟県中越沖地震災害により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

1 内容

- (1) 取扱期間を延長する災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先
別紙1のとおり
- (2) 取扱期間を延長する通常払込みによる災害義援金の送金先
別紙2のとおり

2 取扱条件

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除の取扱条件は次のとおりです。

- (1) 内容品及び取扱い
災害義援金を内容とする現金書留郵便物としたもので、現金書留以外の特殊取扱とされないもの
- (2) 表示
表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの
- (3) その他
ア 配分方法について、条件を付けられていないもの
イ 個人から差し出されたもの

3 取扱郵便局及び取扱店

郵便局（簡易郵便局を含みます。）、郵便事業会社支店（現金書留郵便物の引受のみ（ゆうゆう窓口において引受けを実施します。）、ゆうちょ銀行各店舗（通常払込みによる災害義援金の受付のみ）

※簡易郵便局の通常払込みによる災害義援金の受付については銀行代理業を実施している郵便局に限ります。

4 その他

(1) 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の取扱い

支店によってゆうゆう窓口の取扱時間が異なりますので、最寄りの支店にご確認ください。

(2) 通常払込みによる災害義援金の無料送金サービス

A T Mによる通常払込みは有料となります。

なお、ゆうちょダイレクト(パソコン、携帯電話及び電話・F A X)での送金は月5回※まで無料となります。

※6回目以降は有料となります。

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
日本郵政株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 電話：(直通) 03-3504-4162 (FAX) 03-3504-0265	日本郵政株式会社 総務・人事部 電話：(直通) 03-3504-9885
郵便事業株式会社 経営企画部門 渉外広報部 電話：(直通) 03-3504-9798 (FAX) 03-3592-7620	<現金書留郵便物関係> 郵便事業株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666 (有料) [受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]
郵便局株式会社 総務部 広報室(報道担当) 電話：(直通) 03-3504-4127 (FAX) 03-3595-0839	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666 (有料) [受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]
株式会社ゆうちょ銀行 コーポレートスタッフ部門広報部(報道担当) 電話：(直通) 03-3504-4440 (FAX) 03-3580-6799	<通常払込みによる送金関係> ゆうちょコールセンター 0120-108420 [受付時間 平日 8:30~21:00 土・日・休日 9:00~17:00] 12/31~1/3